

特別減税

平成18年分の所得税について、特別減税が実施されます。給与所得者は、年末調整で減税分が精算されていますが、事業所得、不動産所得などがある方、年金受給者、給与所得者で確定申告が必要な方などは、確定申告で精算することになります。

また、年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方も、確定申告で精算することになります。

特別減税額＝平成18年分の所得税額×10%（限度額12万5000円）

その他の申告について

個人事業者の消費税および地方消費税の申告は4月2日（月）まで。贈与税の申告は2月1日（木）から3月15日（木）まで。

お気軽にお問い合わせください。

豊橋税務署

☎(0532)52局6201

FAX(0532)54局5990

税務課

☎23局3509

FAX23局0180



受付時間 午前9時～午後4時

【確定申告日程表】

月 日	田原市役所	渥美支所	赤羽根支所
2.16 金	西浦・吉胡・姫見台・光崎・木綿台・吉胡台	宇津江・村松	実施していません。
19 月	浦	八王子・馬伏	
20 火	東馬草・西馬草・山ノ神・雲明・仁崎	江比間	
21 水	豊島	伊川津	
22 木	大久保	石神・夕陽が浜	
23 金	相川・谷熊・やぐま台	高木・折立・山田	高松校区
26 月	萱町・本町・新町	古田・長沢	
27 火	川岸・神戸市場・希望が丘・漆田・赤松・志田・青津・新美	中山	高松校区
28 水	芦・彦田・保井・今方・南・ほとと台・北海道・野田市場	小中山	
3. 1 木	波瀬・片浜・白谷	福江	赤羽根校区
2 金	一番東・一番西・三番組・四番組東・四番組西・四番組南・蔵王東ヶ丘・蔵王南ヶ丘	保美・向山	
5 月	八軒家・藤七原・鎌田	亀山・西山	
6 火	長上・久美原・浜田・百々・新浜	伊良湖・日出	若戸校区
7 水	大草団地・谷ノ口・東ヶ谷・大草・東赤石・サンコート・南町	堀切	
8 木	加治・衣笠・東滝頭・赤石	小塩津・和地一色	
9 金		和地・土田	地区別の指定はありません。どなたでも申告できます。
12 月	この期間は地区別の指定はありませんが、例年大変混雑します。できる限り早めに申告をお願いします。	地区別の指定はありません。どなたでも申告できます。	
13 火			
14 水			
15 木			

譲渡所得のある方は、2月27日（火）・28日（水）・3月1日（木）・2日（金）に田原市役所会場で申告してください。（赤羽根支所・渥美支所では行いません。）

地区別指定日に都合の悪い方は、申告期間内の都合のよい日に申告してください。また、市内の方は、いずれの申告会場でも受け付けていますのでご利用ください。

収支計算書などの相談や、申告について分からないことがある方は、「税務署および税理士による相談日」を2月16日（金）～3月7日（水）に田原市役所会場で行いますのでご相談ください。渥美支所会場でも、「税理士による相談日」を2月26日（月）～3月5日（月）まで行います。[各会場とも土曜・日曜日は除く]

医療費控除など

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師がおむつを使用することが必要であると認められた方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、この控除を受けるのが2年目以降の方には、福祉課でも証明書を発行します。

介護保険の認定を受けた方の障害者控除

認定にかかる主治医意見書で、障害の程度や寝たきりであることが確認できれば、障害者控除（特別障害者控除）の対象となります。申告には、福祉課で交付する「認定書」が必要です。（ただし、身体障害者手帳をお持ちの方を除きます）

発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

福祉課 田原福祉センター内
☎23局3217 FAX23局3545